

横浜商工会議所物品・委託等指名業者発注要綱

平成10年6月1日 制定

令和4年7月12日 最近改正

(目的)

第1条 この要綱は、横浜商工会議所が行う物品調達及び委託契約に係る入札指名業者等の基準について必要な事項を定め、業者選定ならびに発注を公正かつ適正に行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「物品調達」とは物品の供給及び製造請負、印刷・製本、営繕及びOA機器等の賃借等をいうものとする。また、「委託契約」とは当所内の清掃及び各種調査、事業等の委託をいうものとする。

(業者選定)

第3条 物品調達及び委託契約に係る業者選定については次のとおり定める。

- (1) 物品調達・委託契約等の金額が200万円以上の場合、入札立会人の同席のもと登録業者のうち、第6条第1項で定める業者による競争入札を行い、発注業者を決定し、入札調書を作成のうえ会頭・副会頭会議に報告するものとする。
- (2) 物品調達・委託契約等の金額が100万円以上200万円未満の場合、登録業者による一般競争入札を行い、発注業者を決定し、入札調書を作成のうえ会頭・副会頭会議に報告するものとする。
- (3) 物品調達・委託契約等の金額が100万円未満の場合、一般競争入札とは異なり、任意に相手を選択する随意契約により、複数業者との見積合せのうえ事務局長が発注業者を決定する。但し、過去に実績のない50万円以上の新規発注については、専務理事が発注業者を決定し、調書を作成のうえ会頭・副会頭会議に報告するものとする。

(登録業者名簿への登載資格等)

第4条 登録業者は当所会員の内から、入札参加日時点において会費負担基準を遵守し、かつ会費を納入している会員とし、入札対象事業別の所定の様式に基づき申請した者をいう。

但し、必要により登録業者名簿への登載資格を別に定めることができる。

- 2 登録業者の資格認定は、1年に1回定期的実施し、その有効期間は3年間とし、継続する場合は再登録するものとする。
- 3 物品調達・委託契約等の内容が、官公庁の許可及び特許、その他特別の事由がある場合には、前項の規程にかかわらず登録業者とすることができる。

(入札の通知)

第5条 競争入札に付そうとする場合には、その入札期日の前日から起算して少なくとも15日前までに登録業者に通知しなければならない。但し、急を要する場合には、専務理事の判断によりその期間を短縮することができる。

2 前項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 入札に付する事項

(2) 入札の場所、日時及び開札方法

(3) 契約の要旨、見本、その他入札に関し必要な事項を示す場所及び日時

(4) その他必要な事項

(入札方法)

第6条 第3条(1)に定める一件の物品調達・委託契約等の入札に参加する業者は5者以上とし、当該入札業者は発注する種目、規模及び内容等に応じ、登録業者名簿のうちから一定基準を満たす登録業者を所定の様式に基いた申請書を参考に専務理事が決定する。

2 入札は公開とし、また、入札業者名簿は未公開としてその場で入札するものとする。

3 入札内容に疑義が生じた場合には、その疑義に対して適切な処置を総務委員会が行った後、改めて入札を行うものとする。

(入札立会人)

第7条 第3条(1)の入札立会人は、総務委員会委員がその職務を行い、1件の入札に2名以上の出席がなければ入札を行うことができない。

2 入札立会人は、入札の公正さを維持・管理すると共に、その情報を漏洩してはならない。

(落札者の決定)

第8条 入札実施後、入札者に対し口頭で落札結果を発表し、最安値入札者を落札者と決定する。

2 落札者決定後、何らかの事由により落札者が契約締結または履行できない場合には、次点落札者をもって発注業者と決定する。

3 落札者の入札価格が予定価格を上回った場合には、落札者が予定価格以内で行うものとし、落札者の合意が得られず不調に終わった場合には、改めて入札を行うものとする。

4 落札者の入札価格が社会通念上、著しく安価であり、疑義が生じた場合には、改めて入札を行うものとする。

(発注業者決定の特例)

第9条 外郭団体及び発注業者選定方法が別途確立されている事業においては、この要綱の規定にかかわらず発注業者を選定することができる。

2 200万円以上の物品・委託等の場合であっても、会頭・副会頭会議が特別な事情があると判断したときは、会頭・副会頭会議が発注業者を決定することができる。

- 3 その他、当所内の簡易な修繕、加工等、その性質または目的が競争入札に適さない場合は本要綱を適用しないものとする。

附 則

- 1 本要綱は平成10年6月1日から施行する。
- 2 本要綱は平成10年9月17日から施行する。
- 3 本要綱は令和4年7月12日から施行する。